

婦人労働 8-14
業務参考 NO 61

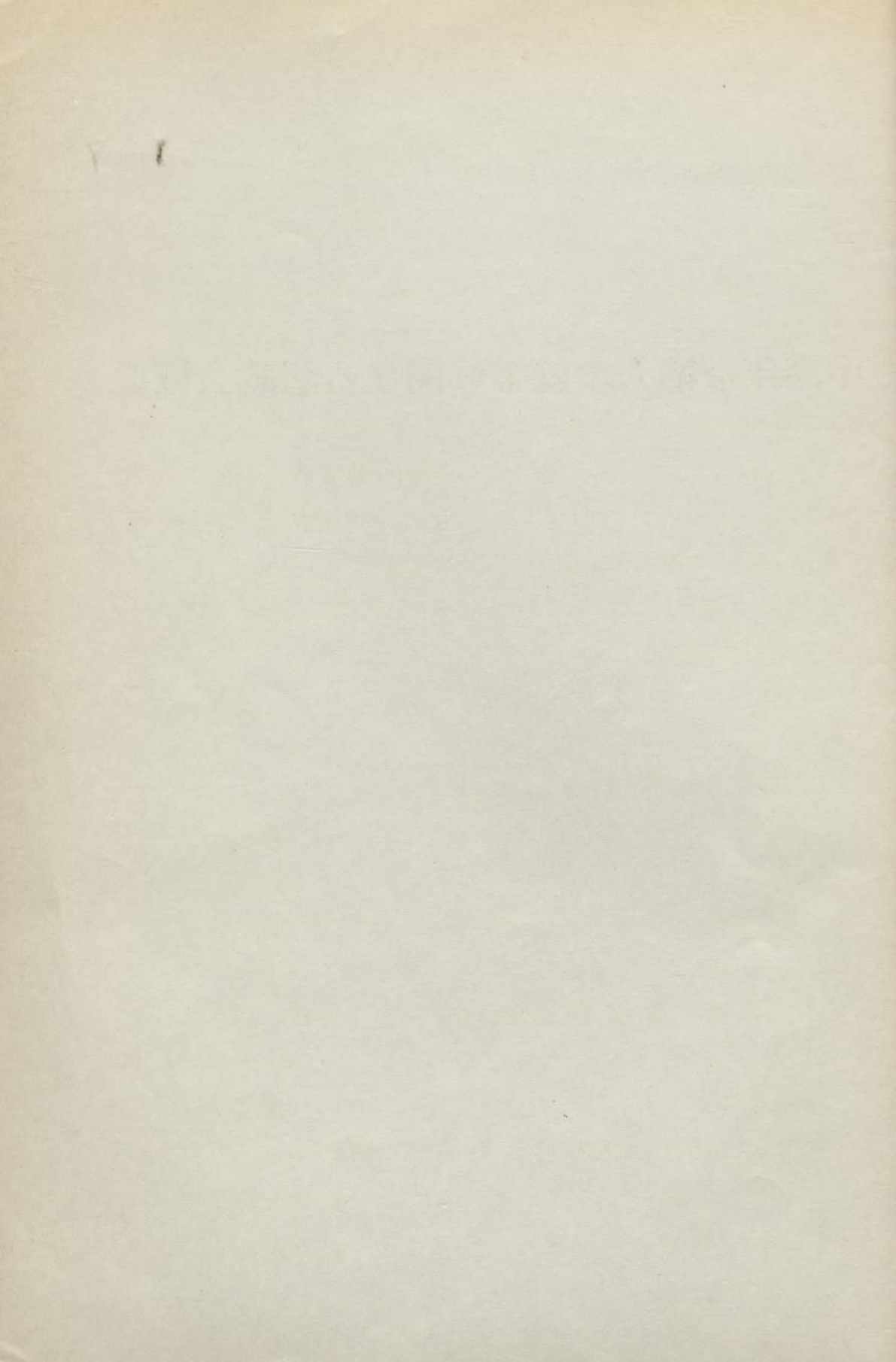
図書番号
資料

No. ~~20~~ α 39^②

婦人労働業務参考資料第 6 1 号

中高年令婦人の就業に関する懇談会概要

婦人少年局婦人労働課



中高年令婦人の就業に関する懇談会概要

会議の目的

中高年令婦人雇用者の増加は著しく、今後もこの傾向は強まるものと考えられる。

これら中高年令婦人の多くは、職業経験が浅く、または職場から離れている時期が長いために就業するうえにいくつかの問題があるので、職業人として生きがいをもってその能力を有効に発揮し、さらに国の経済発展に寄与することができるようにするためには、特別な配慮をもって中高年令婦人の職業対策を推進する必要がある。

今回は、企業の中高年令婦人に対する具体的対策について懇談するために本懇談会を開催した。

日 時 昭和43年12月2日 13.30 ~ 16.00

場 所 労働省特別第2会議室

懇談内容

- 1 企業における中高年令婦人の雇用の現状と見通しについて
- 2 企業における中高年令婦人の就業対策について
採用、配置、教育訓練、福祉施設、その他

招請範囲

日本経営者団体連盟

日本商工会議所

全国中小企業団体中央会

全国商工会連合会

日本観光旅館連盟

日本缶詰協会

日本電機工業会

日本百貨店協会

日本紡績協会

日本ホテル協会

＜懇談内容＞

婦人少年局長あいさつ

近年の経済発展につれて中高年令婦人労働者が増えてきた。／昨年婦人少年問題審議会から、中高年令婦人の能力の有効活用に関する建議を出していただいた。局としては建議にもられた提案を逐次具体化して、中高年令婦人の就業対策をすすめていきたいと考えているが、その参考とさせていただくために、婦人雇用者を使用されている方々のご意見をおききたい。

婦人労働課長説明

近年、若年労働力の不足等から、婦人労働者の増加は著しく、特に中高年令婦人の増加が顕著である。これら婦人の特質としては、職業経験や技能のないものが多く、また家庭責任を有するものが多いという特質がある。

労働省が婦人の就業対策として行なっているものをあげると

- 1 婦人少年室協助員による就職相談
- 2 短期職業講習会の実施
- 3 職業訓練局による職業訓練
- 4 職業安定局による婦人の相談コーナー、職場適応講座
- 5 働く婦人の家による託児施設

等があげられる。

今後、中高年令婦人の有効活用のための施策をすすめてゆくためにも各業界の方にお集りいただき、雇用の現状と今後の見通しについてお話し願いたい。

日本匠詰協会) 地方に散在し、しかも中小企業が多いため入力に頼りがちであり、わけてもその90%が女子である。女子の中でも特に中高年の割合が多く、規模が小さい程その割合も高くなっている。女子の平均年令を地域別にみると、九州25才、東北34才、四国43才で平均年令は35.7才である。最近の若年労働力の不足を補うために託児施設を設置し、また、パートを雇い、これを常用化してきた。

問題点として、託児施設を設置しても保育が集まらないことである。保育に対する何らかの助成を願えれば人集めも楽になると思う。

日本紡績協会) 婦人労働者は大企業で70%、業界全体では80%位である。そのうち、中高年令の常用労働者は4%を占め、近年常用以外の臨時、パートが増えている。43年1月、約70社を対象にし、雇用調査を行なった。その結果、女子の雇用形態は常用約83%、残りが臨時、季節労働者、パートタイマーとなっている。特に、中小企業では、中高年令者が増えているのではないかと思われる。大企業でも臨時、パートの分野では、中高年令者を中心とした雇用が増えている。

今後の見通しとして、42年から50年計画で設備の近代化を促進し、人をできるだけ削減することになっている。この計画が達成されれば、約40,000人の削減が予想される。常用労働者を極力減らし、資本集約的産業への脱皮を意図している。したがって、中高年令婦人の雇用も増える見通しはまずない。しかし、臨時、パートの分野については、増えてゆくのではないかと見ている。

日本百貨店協会) 人手が中心のため人手不足が深刻化してきた。各店でパートタイマーを試験的に採用し、大都市では中元、歳暮時期だけでなく、嘱託という形で常時採用する形が多くなってきた。30才～40才の年令層が多く、10時～4時という時間帯が多い。中高年令婦人

は責任感があり、欠点より利点が多い。

日本電気工業会) 今まで中卒で埋めていた現場が中卒では間に合わなくなったため、好むと好まざるにかかわらず、家庭婦人を目指すことになる。このため託児施設の設置や団地近くに工場を設置したり、地方では通勤バスを使ったりして人集めに力を入れている。中高年令婦人は若年者よりよく働いてくれるが、時間的制約と子供の問題が残されている。

日本ホテル協会) サービスが中心のため語学力を要求されたり、思いの外の重労働を要するので、高年では無理であり、せいぜい中年である。しかし、食堂には、東京で30%位が中高年令者で占められているが、これも高度の技術がいるので他で経験をもったことのあるものでないとつとまりにくい。以上の理由で人手は足りない状態である。今後は、中高年令者に重点をおいてパート雇用をすすめてゆきたいが、45才以上は問題がある。

日本観光旅館連盟) 人手不足のための倒産さわぎもある位で、中高年令婦人に依頼したいが時間的问题があつてむづかしい。仕事の性格上水商売の観があつて定着性が低いのが問題点である。

全国商工会連合会) いわゆる商店が多いので人手不足は深刻である。そのようなところでは商店の“おかみさん”が潜在労働力から顕在労働力になりつつある。地方では農協婦人部などが労働力の給源となっている。

日本経営者団体連盟) 新しい労働力の給源は家庭の主婦である。就職を希望する人は350万人で25才～35才の層が主であるが、このような人達が就職するためには託児所が問題になってくる。18,000位の託児所をつくらなければ間に合わず、また、託児所の託児時間が婦人のために考えられていず、保母さんを中心に考えられているという問題もある。外国では、婦人の労働時間と合わせようとしている。

女子を本格的労働者として雇用する時に生じる問題として、労働基準法の保護規定が

あう。女子の深夜業禁止等の法規制であるが女子の労働力が家計補助的な立場から積極的に社会生産に参加するという姿勢が出てくれば、過保護は女子自身にも重荷になる。女子の方から改正の声をあげる必要があると思う。

託児施設については雇用促進事業団の融資があるが、政府のPR不足か、事業主側の不認識か、効果があがっていない。また、大企業は資金を借りられれば作りたいが、制約がある等問題がある。託児所の問題については労働省も熱心に行政をすすめていただきたい。

全国中小企業団体中央会） 昨年50才以上の高年者の採用は5%あった。

中小企業にはパートが多く、パートの取扱いに問題のある企業が多いので政府で早急に行政指導をして欲しい。また、託児所も共同方式で設置することを考えているので、今後の指導をお願いしたい。

婦人労働課長） 女子のパートタイム雇用に関する専門家会議を開き、パートタイム雇用に関する諸条件を整備するための諸方策について検討をすすめており、とりまとめの段階に入っている。

日本商工会連合会） ~~連合会~~ 主婦労働力の雇用促進については、非常に強い関心をもっている。行政官庁には強い指導が望まれるが、企業側、主婦側の自覚も待たれる。

43年7月に労働力確保対策について調査をしたが、学卒以外の労働者採用を予定している企業は83%にのぼり、その内訳としてトップが若年者の中途採用、パートタイマー及びアルバイト、中高年令層の採用の順となっている。また、42年7月に行なった企業における需用予測調査によると、中高年令婦人の需用は41年を100とすると、172となっている。通職としては、通職種48%、現場47%で、例えば、掃除婦、包装工、仕上工、洗淨工等をあげ、現場でも基幹職種は少ない。しかし、中高年令婦人を活用したい意向は強い。

今後の対策として、採用に関しては

- 1 中高年令婦人の採用慣行の醸成が重要である。会議を開いたり、有効活用のお事例のPRとか、マスコミの利用等を行なう。
- 2 女子労働に対する既成概念を除く。
- 3 低職種層からの脱脚をいかにするか。
- 4 適職の調査、研究
- 5 婦人の職業相談所を作る必要がある。
- 6 中高年令婦人（主婦）のための特別な就業規則を作る。
- 7 労基法の明確化、指導

配置に関しては

婦人の再雇用の普及を図る。個人差に適応した行政指導が必要である。

訓練に関しては

- 1 個人の特性にあった訓練も必要である。また、若年時から再雇用を考えた長期訓練が必要である。
- 2 パートに対しても職場適応訓練が必要である。例えば、カナダに例をとると、パートタイムコース、フルタイムコース、グループコースといった種類がある。
- 3 夫に対する対策として、封建的考え方を払拭するための教育も必要である。

福祉施設に関しては

- 1 保育施設の設置は、中高年令婦人対策の重要なものとなっているのでご努力願いたい。
- 2 ホームヘルプ制度は、中小企業も利用しやすいように公共機関で行なったらどうか。

婦人労働課長) 雇用促進事業団の融資について、職業安定局雇用政策課からご説明願いたい。

職業安定局雇用政策課) 福祉施設融資の一つに託児施設を考えている。

融資は中小企業の場合必要な資金の90% (利率6分5厘)、大企業の場合必要な資金の80% (利率7分) とし、事業主単独の場合は1500万円、団体の場合は3000万円を限度としている。

たしかに融資の申請は少ないようであるが、PRの不足を感じる。来年度は、中小企業対策の一環として利率を低くすることを検討し、現在作業をすすめている。

日本経営者団体連盟) 民間が利用できる融資は他にあるか。

日本商工会議所) 福祉年金、県等がある。雇用促進事業団の融資は、職安から労働者を雇うという条件があってもんどうな面もある。

全国商工会議所連合会) 促母は充足しているか。

婦人労働課長) 絶対数は不足していないが、個々の労働条件で折合わないでいるものが多い。

日本商工会連合会) 中高年雇用の障害は何か。

婦人労働課長) 今までの既成概念が最大の障害になっている。

日本産婦人科協会) 地方の婦人でおかせぎに来ている場合、寄宿舍に入っているため時間をもて余しているものが多い。また、現金を多く持ち帰ったがっているものが多いので、労働時間をもっと検討して欲しい。

日本商工会議所) 日経連とともに検討している。女子の保護に欠けない範囲で深夜業規則等について検討している。

日本経営者団体連盟) 婦少局は今までの女子雇用の観念がありすぎる。

もっと動的に考えて現代に合う行政指針を出してよいではないか。

日本紡績協会) 就業分野拡大を考える時に国際比較は必要である。外国で深夜業禁止をしていない例が多いので、こんな点も含めて国際比較は必要ではないか。

——— 閉 会 ———

